

# 令和5年度 第2回 葦崎市成年後見制度利用促進協議会

## 次 第

日 時： 令和5年12月25日(月)

13時30分～

場 所： 葦崎市保健福祉センター

2階 生活指導室

### ◆ 第2回 葦崎市成年後見制度利用促進協議会

#### 1. 開 会

#### 2. 長寿介護課長挨拶

#### 3. 議 事

(1) 事業の進捗状況について

(2) 第2期成年後見制度利用促進基本計画(案)について

(3) その他

#### 4. その他

#### 5. 閉会

## (1) 事業の進捗状況について

### 1: 中核機関周知リーフレットについて(別紙1)

#### ・目的

これから成年後見制度を利用するご家族、関係者や選任された後見人向けに中核機関を知っていただき、安心して制度利用ができるよう案内ができることを目的とする。

#### ・周知方法

甲府家庭裁判所にリーフレット配布の協力依頼を行い、韮崎市民や関係する申立ての際に渡していただく。また、韮崎に関わる後見人にも配布をする。

### 2: 身寄りのない方等の支援者支援シートについて(別紙2)

#### ・目的

身寄りのない方や、支援方針が定まらない方の支援者や後見人が一人で困らないよう、役割や意思が見える化し、今後の支援方針を具体的にすることを目的とする。

#### ・活用方法

支援者役割分担シート、“もしもの時”の意思確認シート①②、死後事務確認シートそれぞれの段階において、支援者がチームで話し合う際に各シートを活用し、役割分担や意思確認、意思決定の補完をしていく。あくまで補助的なシートであるため、チーム支援のきっかけとしての活用を想定している。

### 3: 後見人等業務における成年後見制度中核機関に期待すること調査について(別紙3)

#### ・目的

日ごろの後見業務における率直な意見を集約し、中核機関体制における後見人支援の重点や課題を明らかにした上での支援策や体制を検討することを目的とする。

#### ・アンケート結果(抜粋と傾向)

##### ○困難を感じる場面

入院時や死後事務の際、後見人一人に対応を求められる

チーム支援が重要であっても、チーム形成不全や機能不全がある

身上監護において、細かな実働を求められる

後見人の相談先が不明確 …etc

##### ○後見業務全般への課題

法による利用促進が進められても、現場の理解がまちまちである

地域によって支援格差が生まれている(縦割り対応等)

チーム支援が未成熟

死後事務を求められることが多いが、役割として実行できない …etc

##### ○中核機関に期待すること

地域サイドのチーム支援体制の構築、窓口としての機能充実、行政との橋渡し

身寄りのない方の支援方針検討機能

能動的な後見人とのコミュニケーション …etc

成年後見×韮崎市

# 成年後見制度中核機関を ご活用ください

親族の  
申し立て  
支援

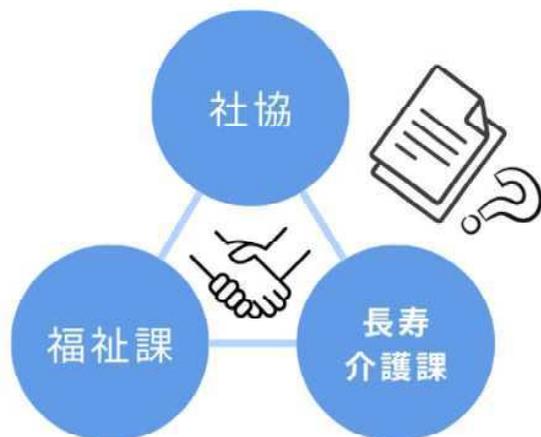
受任者  
調整

後見人  
支援

研修企画  
専門職相談

## 権利擁護全般に渡る相談・支援を 専門職チームでサポートします。

成年後見制度の利用相談だけでなく、現在やこの先の困りごとから、高齢者・障害者虐待などご本人を中心とした権利擁護の支援体制について、社会福祉協議会と市福祉課・長寿介護課が三者一体となって支援を行います。



ご利用者の声



**親族申し立て**  
(長男の立場)

申し立てまでの手順や方法、必要書類の案内まで親身に対応してもらい、とても心強かった。



**受任者調整**  
(ケアマネジャー)

ご本人に適切な後見人について悩んでいたが、チーム支援にて適切な候補者を選定してもらえた。



**後見人支援**  
(社会福祉士)

選任後の意思決定支援や困難事案発生時に中核機関チームが継続して関わってもらえるので安心。

韮崎市成年後見制度中核機関  
韮崎市社会福祉協議会【代表窓口】

所在地：407-0037 韮崎市大草町若尾1680番地  
営業時間：平日8時30分～17時15分



**0551-22-6944**

市役所窓口でも相談を受け付けています

韮崎市 福祉課 (障がい者支援)

0551-22-1111

韮崎市 長寿介護課 (高齢者支援)

0551-23-4313

**Q:**成年後見の申立てができる人は誰ですか？

**A:**本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長などに限られています。

---

**Q:**成年後見人はどのようなことをするのですか？

**A:**本人の財産を管理したり、契約などの法律行為を本人に代わって行います。ただし、スーパーなどでの日用品の買い物や実際の介護は一般に成年後見人の職務ではありません。

---

**Q:**申立ての期間と費用はどのくらいですか？

**A:**ケースによりますが一般的には期間は約2ヶ月、費用は切手、印紙代で5,000円～1万円です。鑑定を要する場合は別途、鑑定費用が5～10万円かかります。また、申立てを弁護士や司法書士に依頼すると、報酬がかかります。なお専門職後見人にも報酬がかかります。

---

**Q:**申立ては自分自身や親族でできますか？

**A:**申立て自体はそれほど難しいものではありませんので、専門職に頼まなくてもできないことはありません。ただし、集める書類は多いので、一般の方には負担がかかります。

**そんな時は、[韮崎市成年後見制度中核機関](#)がサポートしますのでご相談ください。**

【支援者役割分担シート】

このシートは、福祉サービスの利用や入院・入所の際にどんな場面で困難が生じるのかを想定し、誰にどのような支援をして欲しいか、本人を交えてチーム（関わる支援者）として役割分担をしておくためのものです。

会議の日	令和 年 月 日	本人の氏名	様	
本人の参加	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	氏 名	所属・関係	連絡先
参加者				

役割項目	だれに	どうしてほしい
緊急連絡先を求められたとき	担当者： 連絡先： 関係・所属：	入院・入所時の緊急連絡先 ※内容に応じ、それぞれの窓口になる者に連絡をする
	(補足)	
日用品の準備や手配が必要なとき	担当者： 連絡先： 関係・所属：	入院・入所時に必要な物品の手配
	(補足)	
新聞やライフラインの休止・廃止、郵便物の確認をするとき	担当者： 連絡先： 関係・所属：	〇〇新聞・□□ガス・水道局・電力会社 他ライフラインの休止・廃止の連絡 郵送物の転送手続き
	(補足)	
借家（アパート）、大屋への連絡	担当者： 連絡先： 関係・所属：	△△不動産への連絡
	(補足)	
退去後の自宅の片づけや引っ越しをするとき	担当者： 連絡先： 関係・所属：	居室の明渡しや荷造り、退院・退去先の確保
	(補足)	
	担当者： 連絡先： 関係・所属：	
	(補足)	

令和 年 月 日

本人署名

### 【“もしもの時”の意思確認シート①】

このシートは、“もしもの時”（突然の事故や病気、認知症などで、あなたが自分の意思や希望を伝えることができなくなった時）に備えて、前もってあなたの医療やケアに対する希望やお考えを、あなたの周りの人たちと話し合っていたいただくためのものです。

会議の日	令和 年 月 日	本人の氏名	様
参加者	氏名	所属・関係	連絡先

希望する治療やケアについて相談している人はいますか ※チェック☑を入れてください。	
<input type="checkbox"/>	いない ※以下のような方が助言してくれます。相談してみましょう。
<input type="checkbox"/>	いる
<input type="checkbox"/>	主治医 (お名前： )
<input type="checkbox"/>	看護師や病院の相談員 (お名前： )
<input type="checkbox"/>	ケアマネジャーや計画相談員 (お名前： )
<input type="checkbox"/>	家族や親戚 (お名前： )
<input type="checkbox"/>	友人 (お名前： )
<input type="checkbox"/>	その他 (お名前： )
補足	

“もしもの時”に治療やケアの判断を任せても良いと思える方はいますか ※チェック☑を入れてください。	
<input type="checkbox"/>	いない
<input type="checkbox"/>	いる
お名前と間柄を記入してください（複数でも可能）	

(様式2-1)

最期の時まで自分らしく生きるために“もしもの時”のことを少し考えてみましょう。

書いた内容はいつでも変更することができます。その都度、信頼できる家族や友人とよく話し合い、かかりつけ医や介護従事者と相談し書面に残しておくことで、もしもの時にあなたの希望が最大限尊重されます。

すべてを書き込む必要はありません。書けるところや書いてみたいところから始めてみませんか？

治療をしても回復が難しい状態になった時、どのような延命処置を望みますか ※チェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	
① 経管栄養	鼻チューブ <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※鼻チューブ：口から食べられなくなった時に、鼻から細いチューブを入れ、栄養や水分、薬を送り込む方法
	胃ろう <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※胃ろう：口から食べられなくなった時に、内視鏡や手術でおなかと胃に小さな穴をあけて、栄養や水分、薬を送り込む方法
② 点滴による水分補給	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
③ 心臓マッサージなどの心肺蘇生法	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
④ 延命のための人工呼吸器の使用	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
⑤ 輸血	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
⑥ 痛みの緩和	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
⑦ 上記の処置を何も望まない	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
補足	そう考える理由を記入してください

“もしもの時”が近づいた時、どこで過ごしたいですか ※チェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。
<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 家族の家 <input type="checkbox"/> 介護施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホスピス <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> わからない

臓器提供、検体の希望 ※チェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください
<input type="checkbox"/> 臓器提供の意思表示をしている（健康保険証や運転免許証の裏面など） <input type="checkbox"/> 献体の登録をしている 登録機関：

※もしもの時のために、あなたが大切にしていることや望んでいることを、まずは自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと繰り返し話し合い、共有することが大切です。そうした取り組みを「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

令和 年 月 日 本人署名 (印)



(様式2-2)

お墓はありますか・・・ <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない（ <input type="checkbox"/> 共同墓に申し込む/ <input type="checkbox"/> 申し込まない）	
※チェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	
霊園・墓地	
所在地	
補足	

“もしもの時” 訃報を知らせてほしい人		
氏名	連絡先	関係
補足	“もしもの時” に連絡をしてほしくない人など	

遺品の整理について ※チェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	
<input type="checkbox"/>	すべて処分してほしい
<input type="checkbox"/>	希望の方法がある (具体的な希望を記入してください。)
補足	

遺言書の有無 ※チェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	
<input type="checkbox"/>	作成している
	<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言 <input type="checkbox"/> 公正証書遺言 <input type="checkbox"/> 秘密証書遺言
	作成年月日： 保管場所：
<input type="checkbox"/>	作成していない
補足	

死後事務委任の契約の有無 ※死後事務委任契約とは、前もって信頼できる人に、あなたが亡くなった後の諸手続きを依頼しておくものです。 ※チェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	
<input type="checkbox"/>	契約している 作成年月日： 保管場所：
<input type="checkbox"/>	契約していない
補足	

令和 年 月 日 本人署名 

(様式3)

### 【死後事務確認シート】

このシートは、本人が亡くなった後の事務手続き等について、誰が行うかを関係者間で決めておくものです。

会議の日	令和 年 月 日	本人の氏名	様
参加者	氏名	所属・関係	連絡先

項目	支援内容	担当者
遺体や遺品の引き取り	葬儀社に連絡をして、来てもらう	
個人的な記録・家財などの保存や処分（写真や日記・家具等）	すべての記録を廃棄処分してもらう 形見分けとして知人に渡してもらう	
死亡届、埋火葬許可申請 ※届出人：親族、同居人、家主、地主、成年後見人等、公設所の長	死亡届（死亡診断書と一対）は記入後コピーを多目にとっておく ※火葬許可証は納骨まで保管しておく	
葬儀に関する事務	葬儀社との打合せから葬儀費用支払いまでのやり取り	
遺骨の埋蔵	火葬後、納骨までの保管場所確認 納骨場所・お寺の確認、お布施の確認	
残った入院費や施設費用、家賃、公共料金等の支払い及び解約手続き		
公的手続き	健康保険の資格喪失届出や年金受給権者死亡届など各種証書の返還手続き	
相続財産の引き渡し	預かっている預金通帳などを相続人に引き渡す	
(メモ)		

様

蕪崎市成年後見制度中核機関 事務局

後見人等業務における成年後見制度中核機関に期待すること調査について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当市では令和 3 年度より市民の成年後見制度利用において、総合的な支援を目的に成年後見制度中核機関体制の整備を行い、後見人等とのチームでの支援体制をとっております。

この度、日頃より関わりのある専門職の皆様、後見業務におけるご意見を伺い、中核機関体制における後見人支援の充実のために、標記調査を行うことといたしました。

つきましては、御多忙の折とは存じますが、下記 QR コードより調査への回答をお願いいたします。

【調査 QR コード】



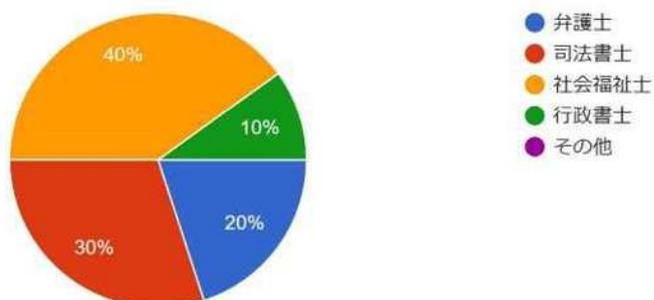
※自由記載欄に関しては、忌憚ない意見をご記入いただければ幸いです。

お問い合わせ  
蕪崎市長寿介護課 介護支援担当  
電話： 0551-23-4313  
担当： 丸山

# 後見人等業務における成年後見制度中核機関に期待すること調査(12/1~12/15 実施)

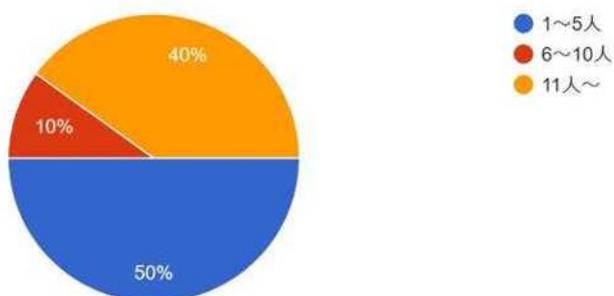
あなたの職種をお答えください

10件の回答



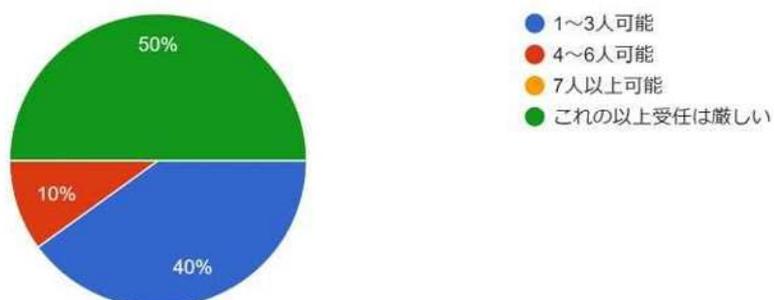
あなたの受任数をお答えください

10件の回答



今後の受任可能見通し数をお答えください

10件の回答



## 後見人等業務における成年後見制度中核機関に期待すること調査(12/1~12/15 実施)

あなたが後見業務を行う中で、困難を感じる場面はどのような時ですか?自由記載でお答えください。

10 件の回答

・後見人の意思決定支援の方法

・入院時や死後事務の際などに、利用できるサービスがない時、後見人は事実行為は行わないとされているが、後見人が引き取って一人でやらなければならないこと ・チーム支援が必要な事案で、関わってもらわないと困る機関が逃げたまま、一人で孤軍奮闘しなくてはならない時

1.ご本人との間で良好な関係性がなかなか築けないときに力不足を感じる。2.例えば財産は少ないが欲しいものの要求が財産を超えているときに理解していただけないとき。3.関係者がご本人のことや後見制度そのものに無理解や拒否的態度が根強いとき。

・死亡の際

・親族の意向と本人の意向に相違があった場合、後見人としては、本人の意向を尊重したいか、親族の意向もある程度尊重しないと良好な関係を維持出来ないため、調整が大変である。また、万一、本人が逝去されて際、親族がいない場合、葬祭、納骨先の対応が困難な場合がある。

1 後見人以外に支援者がおらず、日常生活上の小さな困りごと(電球が切れた)等の支援まで後見人に依頼がくるようなとき。そのときに、それを支える資源に容易につなぐことができないとき。

2 就任時に支援者が不足していたり、いてもチームとして機能していないために、就任後に後見人が何をすべきかわからない(または本人や家族が担うべき全てを後見人に期待されるとき)。その場合に、チームをまとめ上げる中心となるものが不在であるとき。

3 後見人がその活動で悩んだときに支援を受ける先がないとき

4 親族(家族)と後見人の関係が悪くなったとき。緊急連絡先、死後は相続人になる等、親族(家族)との関わりは全く切れるわけにはいかないもの、お金の使い方等で対立したときに二者間では解決が難しい。

5 とくに保佐・補助(後見も含む)の場合、現状の制度では保佐人、補助人に火葬以降の権限はまったくない(後見人も許可を受けた場合の火葬の権限(義務では無い)しか無く、葬儀、埋葬、永代供養等の権限は全く無い)ものの、身寄りがいない人の問題は最後に関わっている人に押しつけられる現状があり(入所していた施設、民生委員等)、権限が無いにもかかわらず、身寄り問題の解決として成年後見制度が申し立てられることが多く、死後に問題が生じる。権限が無い中でも、多くの後見人はこの問題(身寄り不在問題)を解決するため、奮闘していると思われるが、死後に財産がない場面では国保等の葬祭費程度では何も賄えず、市町村の支援が無い中では死後は全て困難が生じると言える。

6 病院については医師法で、介護保険上の施設については厚労省の通達で身元引受人がいないことをもって治療等の提供を拒んではならないとなっているが、実態はその逆が多く、成年後見人等が就任しても、治療や入所を拒まれることがある。

7 医療同意の問題。各種ガイドラインや、医師の業務をめぐる裁判例等を見ても、家族等の同意で重要な医療行為を進めるべきでないことはあきらかで、本人の判断能力がどの程度であっても、本人の意思を中心に考えていく必要があるが、医師ですらその考えに立っていないことが多いこと、本人の意思が確認しがたい場合は、意思の推定等を医療・介護の支援者、家族、友人ら(後見人も含む)で行っていく必要があるが、医療、介護の現場にその意識がなく、ガ

## 後見人等業務における成年後見制度中核機関に期待すること調査(12/1~12/15 実施)

イドラインどおりに支援が進まない。家族でさえ、同意権者にならないはずだが、成年後見人や施設職員に医療同意を求めてきて、同意しない旨を伝えると、治療拒否される場合が少なくない。

8 本人以外にも支援が必要な同居家族等がいて、その家族の支援チームがないか機能していない場合

9 被後見人等が空き家の所有者で、生活保護受給者等、収入が乏しいときは敷地の草刈りや建物の修繕等の費用が捻出できず、近隣住民とトラブルになることがあるが、後見人が就任したからといって本人ができること以上の対応ができるわけではなく困難性を感じる。空き家問題以外についても同様で、後見人はあらゆる問題を解決すべき存在とみられることがあり、実態と矛盾する。(例えば、収入が乏しい方の後見人に就任しても税金数百万円の滞納に対しては何もできない)

・本人との意思疎通

・身寄りのいない方の医療行為同意や死後事務の問題?

・認知症が進んでいる高齢者で、親族や菩提寺などが既にわからなくなっている場合があります。その場合どこに連絡を取っていいのか、どちらにお墓があるのかなど大変苦勞します。本人に意思能力が残存している状況で、補助でも保佐類型でも良いので、早めに申し立てをしていただければ良い支援ができると思います。

上の受任可能については年齢的に審判されないと思います。現在83歳 今4人受任していますが、特に困難を感じた場面はありませんでしたが、裁判所にお伺いを立てても後見人さんの判断に任せます。との返答には困りました。親族へのお香典の時でした。

後見業務全般に対する課題をどのようにお考えですか?自由記載でお答えください。

10 件の回答

・チームでの意思決定支援体制の不足

・後見人設定の手続きが金融機関やその支店によってまちまちで、長時間待たされるなど、成年後見制度利用促進と言っても、手続きなどについてはスムーズに改善されていないこと

・死後事務についても、ケースバイケースで困ったときの窓口がなかなかないこと

・ご本人を取り巻く関係者や地域の方々と良好な関係を築くこと。行政が後見制度の理解が進んでいないこと。

・報酬の額 親族との連絡 死亡時の引き継ぎ 親族なしの場合の葬儀等

・今後、本人の意思決定に基づいた後見人としての活動が求められることになるが、意思決定支援の仕組みを構築してゆく必要があり、どうしたら良いか、思案に考えている。

・上記1については、成年後見制度以外の権利擁護施策を充実していくことが望ましいと考えます。日常生活自立支援事業の拡充(社協以外にも受け手を広げる)や、厚労省の持続可能な権利擁護支援モデル事業(モデル事業2の市民後見人を活用する事業など)のような、市町村中心の権利擁護支援策の創設。

2について、とくに市町村長申立て案件のときは、申立て前に十分なアセスメントを行い、課題やニーズを見だし、不足している資源はないのか、あれば申立て前に調整するなどの取組をし、その上で後見人に期待することを具体化できると良いと思います。そのような取組がいずれ親族申立て等にも広がるとなお良いと思います。チームの司令塔が不在で、支援がうまくいかないときは、中核機関が支援者会議を設定し、支援の方向性を全員で検討する等、中核機関がチームの支援を出来ると良いと思います。

## 後見人等業務における成年後見制度中核機関に期待すること調査(12/1~12/15 実施)

3は2と同じ。中核機関が後見人の相談機能も担えるようになると良いと思います。(専門職後見人含む)

5について、多くの後見人は死後の問題に真摯に取り組んでいると思われませんが、権限もなく、よかれと思って行ったことがトラブルになることも多いです。そのため最小限の関わり(火葬のみ)を行い、その後に相続人調査をし、遺骨の引取り手を探すことをしていますが、(相続人全員が引き取らないという意思表示をしてきたときは、権限はないが納骨等まで手配する)、その間遺骨を管理する場所がありません。せめて、この部分だけでも市が管理するなど連携がとれればと考えています。身寄り問題を根本的に解決することはすぐには難しいと思いますが、多くの自治体が積極的な介入を見せ始めていて、やはり自治体が関与しなければ、進展しないと思います。都心を中心に民間事業所が死後ビジネス事業(高齢者サポート事業)を展開していますが、依頼者が無くなった後の業務であり、かつ監督する機関が全く無い事業はかならず不正が起り、市がこの事業に頼るべきではないと考えています。

6 医療同意の問題は、厚労省等による既存のガイドラインである程度の解決が望めると思います。その内容の周知が重要だと思います。

7 複数の課題があったり、複数人に課題があったりする案件は、縦割りにならず、相談を受け付け検討できる窓口が市に必要で、今後の重層的支援体制整備事業でそのような体制を整えて行く必要があると思います。また、後見等申立ての受任調整会議等の場面で、幅広い相談を受け付けていく(後見制度なのか、他の制度なのか迷うような案件もそこで検討したり、本人の家族に引きこもり等の別の問題があった場合に、受任調整会議から必要な機関に繋げる体制を作る等)

・後見人がついたとしてもチームで解決していくことが必要

・担い手の不足と、医療行為同意や死後事務に関する関わり方。

・成年後見人の業務については行政や金融機関ではかなり理解が進んでいると思います。福祉施設でも契約等に困る事はほとんどなくなりました。今後は後見人の担い手について、市民後見等考えていく必要があると思います。

1.後見人候補者が審判されないとき、申請を取り下げることが出来るようにする。または裁判所が審判する前に申請者と裁判所の候補者と面談する機会が欲しいし、交代を求められるように改善すべきです。

2.後見人を求める事案が終わったら後見人を辞める制度にする。例えば相続だけの後見人、不動産売買だけの後見人。

3.後見人報酬が高すぎるケースがあり報酬の基準を見直す。預金高により報酬が違う。

4.死後事務・死後の相続も関われる制度にすべき。亡くなった方の財産を相続人代表に引き渡して終わりの制度はどうかと思う。一部には被後見人の親族とは関わらない後見人がいるようです。(裁判所が指導?している)親族に収支報告の義務はないとか聞きます。義務化すべきですし、不正防止にもなると思う。

あなたが成年後見制度中核機関に期待すること(役割)はどのようなものですか?自由記載でお答えください。

10 件の回答

チームでの支援体制の構築

・困難事例などについては、中核機関がまとめ役となって、うまくチームが形成できていない場合は、声かけてケース会議を開くなどして、軌道に乗るようサポートしてくれること ・後見人が困ったときに、抱え込まずに頼れる窓口がある

## 後見人等業務における成年後見制度中核機関に期待すること調査(12/1~12/15 実施)

だけでも本当にありがたいと思う。後見人は、本人が問題を起こしてサービス事業者などがいなくなっても、逃げる事ができない。ピンポイントで構わないので、伴走しながら、出来る限りでアドバイスや支援をしてもらえると助かります。

・関係者や地域の方々との連携に力を貸して欲しい。行政内の手続の簡素化など後見人支援になるように庁内の啓発にも取り組んでいただきたい。

・死亡時の引き継ぎや葬儀手配

・後見人の支援として、市長申立の案件だけで良いので、後見人が集まり、情報交換出来る場を作って戴きたい、また、後見人が活動を進めるなかで困難な課題がある場合、相談に対応出来る人材を配置し、いつでも気軽に相談出来る体制を作って戴きたい。

・後見人の支援機能(個々の問題を解決してほしいわけではなく、例えば会議の場を設定し、会議のファシリテーターを担うなどして、チームが機能するよう支援してほしい) 受任調整会議の充実。成年後見制度の利用の可否や市長申立ての可否だけでなく、幅広い案件について、検討できる場に。

・いつでも相談できる関係性

・市民後見人についても、担い手不足解消の一助になってくるとは思うが、死後事務をやらなければならないような案件は市民後見人には負担が重いと思われるので、中核機関を中心に死後事務について整理をして、負担感なく市民後見人に引き渡せるような仕組みづくりやサポートが必要であると感じる。

・中核機関から、定期的に何か困り事はないかと言う連絡が来ると、小さな事でも相談できて安心します。支援が困難なケースがある場合には迅速な申し立ての支援をしてほしいと思います。市民後見人の養成にも力を入れて欲しいです。専門職以外の市民の後見人の育成にはとても時間がかかります。研修以外にも定期的なフォローアップも必要かと思えます。

・いろんな機関が寄り集まっているようですが、中核機関の役割が分かりません。市によってまちまちのようです。各種の相談窓口なのか。包括支援センターとのすみわけが分かりません、被後見人を探すのか。後見人になる人を探すのか。中核機関が後見人になるのか。後見人制度を PR するのか。中核機関は上記、後見業務全般の制度の見直しに期待します。

その他、成年後見制度や中核機関体制に関するご意見があればお聞かせください。

6 件の回答

・少しずつでもいいので地域の権利擁護の気運が高まるように活動していただきたいと思います。そのために専門職などを有効に活用していただければいいのではないのでしょうか。

・中核機関の機能の強化には、専門職の配置人数を増やすこと、専門職への支援体制の構築が必要と考える。

とくになし

・中核機関への期待は大きいと思うので、地域に根ざした活動ができるよう頑張ってください。

・小さな蕪崎市の中で、顔の見える風通しの良い関係を作ることが良い支援につながると思います。これからもよろしく願います。

・取敢えず、上記の通りです。

## 第8章 韮崎市 権利擁護支援・成年後見制度利用促進基本計画（案）

---

### 第1節 計画策定の趣旨

平成12年4月に介護保険制度が導入され、老人福祉制度等による措置から、契約へと手続の大転換がされた際、社会保障の両輪として整備された成年後見制度は、以来20数年に渡り制度の普及を図ってきました。

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活に支障がある方たちを社会全体で支え合うことが、超高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの方たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進計画（以下「促進計画」）を勘案して、当該市町村の区域における利用促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

国においては現在第二期促進計画が施行されており、全国的に総合的かつ計画的な推進体制の拡充が求められています。

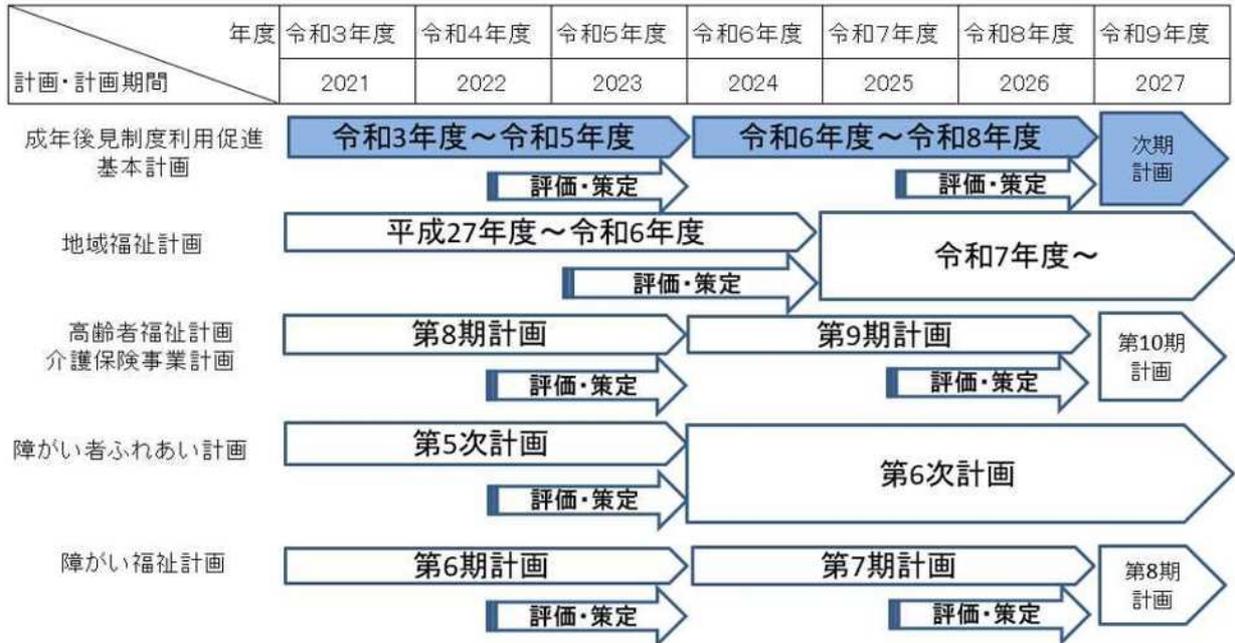
本市では、令和3年度より第一期促進計画を施行し、成年後見制度利用における広報啓発、相談機能を中心とした権利擁護支援体制の充実を図ってまいりました。

この度、第一期促進計画の再評価を踏まえ、成年後見制度の利用促進だけでなく、虐待や権利侵害についても支援ができる中核的な概念である「権利擁護支援」体制の包括的な施策の展開を目的に、第一期計画から名称変更を行い「第二期権利擁護支援・成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

## 第2節 計画の期間

計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

本計画は、福祉関係計画の権利擁護部門を一体的に取りまとめるものとし、各計画の評価・策定期間に合わせて検証・見直しを行っていきます。



## 第3節 計画の位置づけ

本計画は、促進法第14条の市町村の講ずる措置となる計画です。策定にあたっては、国の基本計画を勘案する中で、韮崎市地域福祉計画を上位計画とし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）、第6次障がい者ふれあい計画、第7期障がい福祉計画の権利擁護に関する施策との整合を図ります。

## 第4節 計画の策定体制

本計画は、市民や有識者、関係団体、関係機関などで構成された韮崎市成年後見制度利用促進協議会が中心となり、検討を経て策定しています。

また、策定にあたっては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に合わせた65歳以上の市民と、介護保険サービス提供事業者を対象に実施したアンケート調査や、障がい者関連計画に合わせた障がいのある市民、障がい福祉サービス事業者からのニーズの把握、意見の収集に努めました。

なお、計画の評価及び進行管理については、中核機関を中心に現状把握や課題検討を行い、韮崎市成年後見制度利用促進協議会において計画の進捗把握、評価を行っていきます。

## 第5節 基本目標

本計画の基本目標を、前計画からの流れを汲み、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク拡充」とし、基本目標のもとに施策・事業を展開していきます。

### 基本目標

#### 権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充

本市において権利擁護支援を必要とする方やその支援者が、成年後見制度を利用することで「本人の財産の保護や虐待等の権利侵害から守られる」との理解を深めたうえで、適切に制度を活用し、地域住民、保健、医療、福祉、司法等を含めた地域連携ネットワークの構築と、中核機関体制整備による支援制度の利用促進を進めていきます。

## 第6節 計画の体系

基本目標	施策・事業
権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充	1 地域連携ネットワークの推進体制の充実
	2 中核機関体制整備による利用者の権利行使支援と権利回復支援の実施

## 第7節 施策・事業

### (1) 地域連携ネットワークの推進体制の充実

本市において成年後見制度や権利擁護支援を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、中核機関体制を中心に構築された、地域連携ネットワークの充実に取り組んでいきます。

#### ①基本的な考え方

地域連携ネットワークの以下の3点の役割を念頭に、既存の保健、医療、福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを充実させていきます。

##### 1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援が必要な方（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず、必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けていきます。

##### 2) 早期段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について身近に相談ができるよう、窓口等の体制の強化を進めていきます。

##### 3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の強化

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を強化していきます。

#### ②基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の2点の基本的仕組みを有するものとします。

##### 1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

既存の地域見守り体制の中で、権利擁護が必要な人を地域において発見し、必要な支援につなげる機能を強化します。

##### 2) 地域に根差した官民共同の「協議会」体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域住民、法律・福祉の専門職集団や関係機関がこれらのチームをバックアップする韮崎市成年後見制度利用促進協議会体制を推進します。また高齢者見守りネットワーク協議会（高齢者虐待防止）とも連動し、予防も含めた見守り体制の強化を目指します。

## (2) 中核機関体制整備による利用者の権利行使支援と権利回復支援の実施

本市においては、第一期計画に基づき、地域において成年後見制度等権利擁護支援の総合相談窓口として、中核機関体制を整備し、3年間の取り組みを行ってまいりました。今後も段階的・計画的に体制の拡充を進めていきます。

### ①基本的な考え方

#### 1) 中核機関の体制について

本市においては、中核機関の機能を韮崎市社会福祉協議会と市関係課（長寿介護課・福祉課）が一体となり、事務局運営していく体制を整備しています。

#### 2) 中核機関の具体的機能について

本市における中核機関体制については以下の3点の具体的機能を果たしていきます。

##### i) 司令塔機能

地域連携ネットワークの統括、第二期権利擁護支援制度利用促進基本計画の進捗管理を行います。

##### ii) 事務局機能

協議会の運営、成年後見制度利用支援事業、虐待防止事業の推進を行います。

##### iii) 進行管理機能

###### ア) 広報機能

- ・地域における効果的な広報活動推進の為、リーフレット作製、市民、関係者向けの研修会やセミナー企画等の広報啓発活動を行います。

###### イ) 相談機能

- ・権利擁護支援の総合相談窓口として、相談体制の強化を行います。
- ・支援方針の検討、意志決定支援による権利行使の支援や、虐待対応等による権利回復支援を、中核機関体制を中心としたチームで支援します。
- ・専門職との連携によりニーズの見極めやアセスメントを行っていきます。
- ・日常生活自立支援事業や生活困窮自立支援事業との連携により利用者の状態変化に応じて適切な支援に移行できるよう努めていきます。

###### ウ) 利用促進機能

- ・本人や親族等の申立手続に関する支援を行い、申立に関する負担軽減を図ります。
- ・親族申立や市長申立における支援方針検討会議（受任調整の仕組み）を開催し、適切な申立、候補者のマッチングを支援していきます。

###### エ) 後見人支援機能

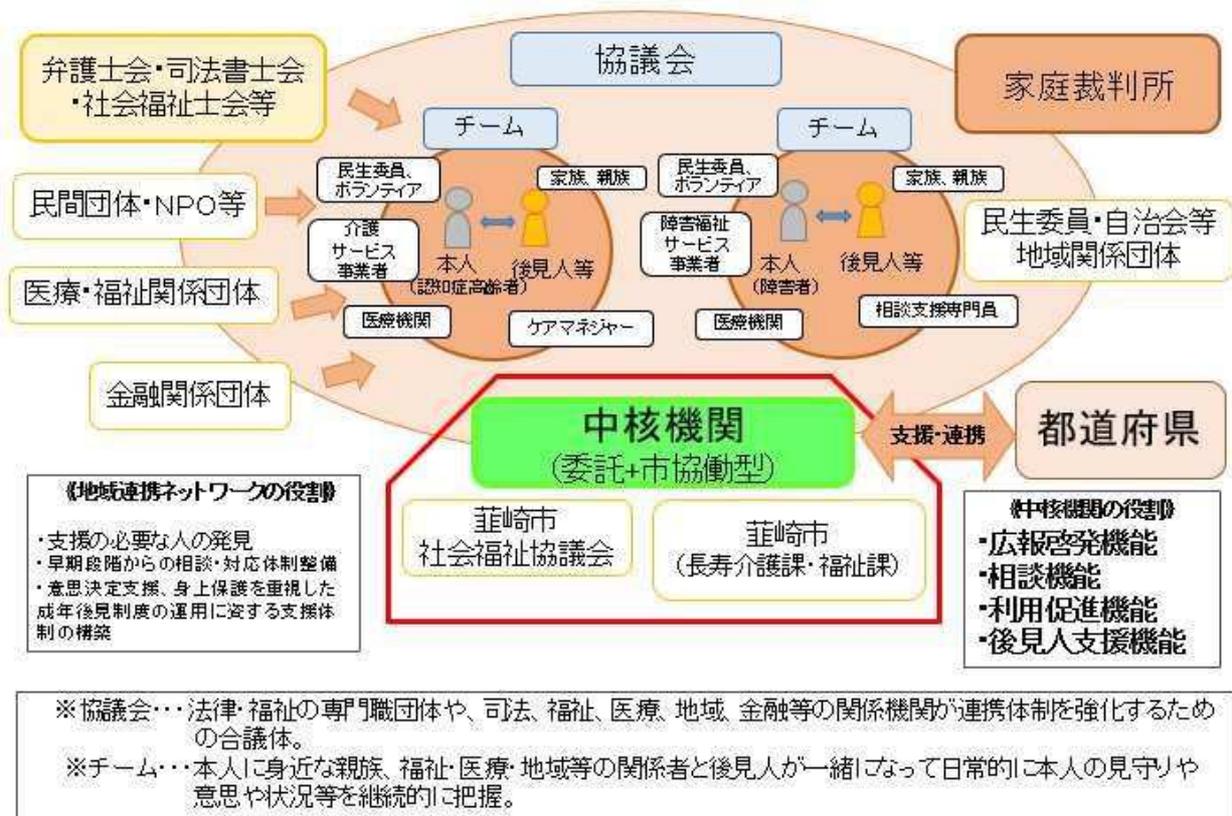
- ・後見人選任後、後見人からの相談受付や専門職との連携、後見人に対するニーズ調査等により安定した後見活動を支援していきます。
- ・家庭裁判所との連携により、地域の実情に応じた支援体制の相談や、状態変化に伴う類型変更相談にも対応していきます。

- ・市民後見人の養成について、地域の実情に合わせた体制の検討を、県と連携して行っていきます。

## ②基本的仕組み

成年後見制度の利用について、必要な人が制度を利用できるように、本市において、下図の通り中核機関を中心に権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していきます。

### 地域連携ネットワークとその中核となる機関のイメージ



## 蕪崎市告示第7号

### 蕪崎市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を協議するため、蕪崎市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度についての情報交換及び状況把握に関する事項
- (2) 成年後見制度に関する地域連携の体制づくり及び普及啓発活動に関する事項
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関し市長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内をもって組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
  - (2) 法曹関係者
  - (3) 福祉団体関係者
  - (4) 市民代表
  - (5) 金融機関関係者
  - (6) 市職員
  - (7) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。